省　令

○農林水産省令第七十三号

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）第六条第五号の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

農林水産大臣　山本　有二

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第三号又は第四号」を「第四号又は第五号」に、「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合であつて、当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるとき。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第二十三号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月一日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在インド日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	インド（在コルカタ、在チェンナイ及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

を

在インド日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	インド（在コルカタ、在チェンナイ、在ベンガルール及び在ムンバイの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

在チェンナイ日本国総領事	アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナドゥ州、ポンディシェリー連邦直轄地

を

在チェンナイ日本国総領事	アンドラ・プラデシュ州、ケララ州、タミル・ナドゥ州、テランガナ州、ポンディシェリー連邦直轄地
在ベンガルール日本国総領事	カルナータカ州

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十三号

平成二十八年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十八年十二月一日

宮内庁長官　山本信一郎

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○宮内庁告示第十四号

平成二十九年新年祝賀の儀を次のように行われる。

平成二十八年十二月一日

宮内庁長官　山本信一郎

平成二十九年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官及び内閣法制次長並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長、議員、事務総長、事務次長、法制局長及び法制次長、衆議院調査局長並びに国立国会図書館の館長及び副館長並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

特記した認証官以外の認証官及び各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者並びに都道府県の知事及び議会議長並びに以上の者の配偶者

四　午後二時三十分

各国の外交使節団の長及びその配偶者

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟（白羽二重の襟を重ねる）紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用

○総務省告示第四百二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	ミクロネシア連邦等における日米豪人道支援・災害救援共同訓練実施部隊
二　国外派遣期間	平成二十八年十二月二日から平成二十八年十二月十日まで
三　派遣人数（概数）	二十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国グアム島

○法務省告示第六百十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十八年十二月一日

法務大臣　金田　勝年

神戸地方法務局所属　　神尾　徹

○法務省告示第六百十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年十二月一日

法務大臣　金田　勝年

住所　横浜市南区永田北2丁目10番3号

グェン・ホ・フォック　昭和40年6月10日生

グェン・ディ・タン・ラン　昭和46年8月7日生

グェン・ホアン・ミン・タム　平成8年4月9日生

グェン・ホアン・ミィ・ジュエン　平成15年8月23日生